

令和 4 年度
教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和 3 年度事業分)

令和 5 年 3 月
薩摩川内市教育委員会

1 趣旨

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定に基づき教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされている。

このため、令和2年5月に策定した薩摩川内市教育振興基本計画（第2期・前期）に掲げる施策について令和3年度分の事務の点検及び評価を行いました。

（参考）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

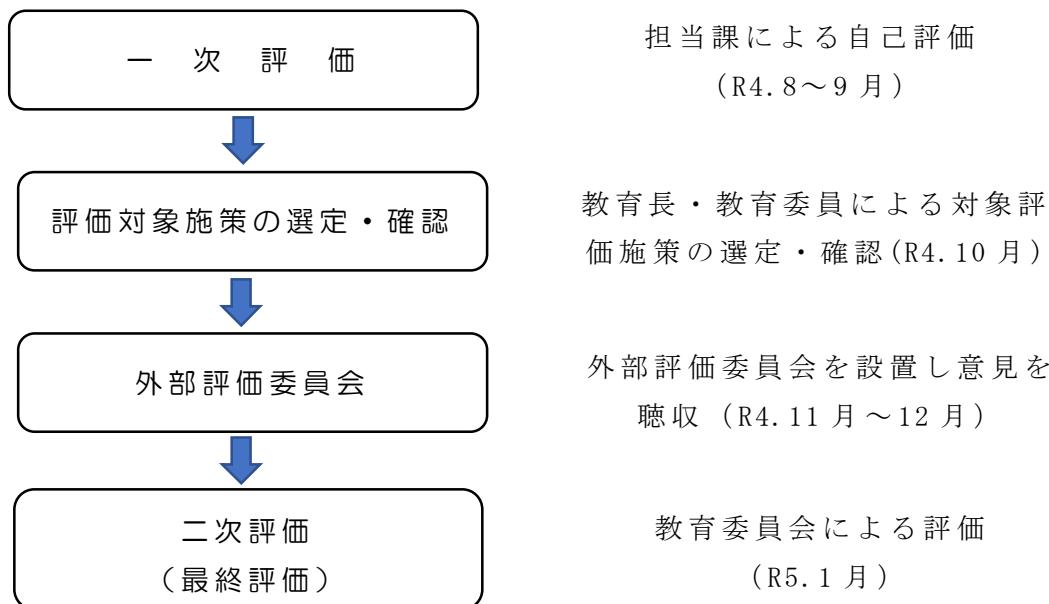
2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検・評価の対象

薩摩川内市教育振興基本計画（第2期・前期）において策定した施策のうち数値目標を掲げた施策を対象としました。

施策の方向（施策目標、施策の方向性）			施策所管課所
未来をたくましく生きる力を育む教育の推進	I - 1	小中一貫教育の充実	学校教育課
	I - 2	知・徳・体の調和のとれた生きる力を育む教育の推進	学校教育課
地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進	II - 1	家庭の教育力の向上	社会教育課
	II - 2	地域の教育力の向上	社会教育課
	II - 4	総合的なネットワークの連携強化	社会教育課
	II - 5	「少年自然の家」における青少年教育・生涯学習の充実	少年自然の家
生涯学習の充実をめざす環境づくりの推進	III - 1	生涯学習の展開	社会教育課
	III - 2	図書館機能の充実と読書活動の推進	中央図書館
	III - 3	生涯学習を進めるコーディネート機能の充実	社会教育課
誇りと愛着のある地域文化の保存・継承・活用	IV - 4	文化活動の推進	文化課

3 点検・評価の流れ



4 薩摩川内市教育委員会外部評価委員会

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき「薩摩川内市教育委員会外部評価委員会」を設置し、2回にわたる会議において、対象となる10施策について、意見・提言をいただきました。

なお、各施策に対する意見は別紙「施策評価シート」の「6：外部評価（外部評価委員の意見・提言）」のとおりである。

○薩摩川内市教育委員会外部評価委員会委員 (敬称略)

	氏名	役職
委員長	しま 島 立久	鹿児島純心女子大学人間教育学部 教授
	あらた 荒田 修	鹿児島県立川内高等学校 校長
	みやじ 宮路 武信	東郷学園義務教育学校 学校運営協議会 委員
	しゅういん 執印 敬三	公益社団法人 川内青年会議所 理事長
	おどう 尾堂 秀一郎	鹿児島県教育庁北薩教育事務所 所長

※役職は、委嘱時の所属です。

5 教育委員会による2次評価（最終評価）

令和5年1月26日開催の教育委員会定例会において、教育委員会として、点検及び評価を実施した。

(1) 評価

対象とした10施策のうち1施策が「一部見直しが必要」、9施策が「継続・充実が必要」と評価した。

(2) 各施策に対する意見

評価に当たって、教育委員から出された意見は、別紙「施策評価シート」の「7：2次評価（教育委員会による施策の方向性の評価）」に記載のとおりである。

(参考) 薩摩川内市教育委員会外部評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、薩摩川内市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が実施する事務の管理及び執行状況についての点検結果に係る評価に関し、外部の意見を求めるため、薩摩川内市教育委員会外部評価委員会(以下「委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 教育委員会は、下記の事項について、委員会に意見等を求めるものとする。

- (1) 薩摩川内市教育振興基本計画における指標を掲げた施策のうち教育委員会が選定した施策
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項
(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、教育に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長が欠けたとき、又は委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるとときは、関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(薩摩川内市教育委員会行政評価会議設置要領の廃止)

薩摩川内市教育委員会行政評価会議設置要領は、廃止する。